

24 覚 書

青森県及び六ヶ所村並びに使用済燃料再処理機構は、下記のとおり覚書を締結する。

記

再処理事業の確実な実施が著しく困難となった場合には、青森県及び六ヶ所村並びに日本原燃株式会社が電気事業連合会の立会いのもと締結した覚書（平成10年7月29日締結）の趣旨を踏まえ、青森県及び六ヶ所村並びに使用済燃料再処理機構が協議の上、使用済燃料再処理機構は、使用済燃料の施設外への搬出を含め、速やかに必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書を3通作成し、3者が署名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年11月10日

青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三 村 申 吾

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附475番地
六ヶ所村長 戸 田 衛

青森県青森市堤町二丁目1番7号
使用済燃料再処理機構
理事長 井 上 茂